


食品包材の安全・安心

Profil

著者紹介

 三菱商事パッケージング株式会社

内藤 真 Makoto Naitoh

東京理科大学 応用化学科卒 「包材の総合サプライヤー」の視点から“信頼性の高い包材の供給”を目的に、包材工場の設備・管理の調査やアドバイスを行い、包装業界の安定を目標としている。業界誌への寄稿やセミナーを通じて、包装業界に、さらなる安全・安心な包材の供給を提言。海外ではカトラリー類の中国各地の工場の管理と品質向上を推進している。

JRCA登録 ISO9001品質管理マネジメントシステム審査員補

【食品用容器と器具に対する自主基準】

食品衛生法では、包材に対する衛生性を法制化しています。一方、容器包装業界も、それぞれの素材の特性に応じて各業界で自主規制を定めています。また、包材だけではなく、器具類も業界で基準を作成しています。

ひとことコメント

さまざまな材質と器具への自主基準をみると、包材や家庭用品も食品と同様に、「素材や加工技術と危害」を結び付けていることがわかります。これらには、表示マークがあり必要に応じて、包材に規制への適合がマークや文章などで記載されています。また、包材メーカーのカタログや商品案内に、自社製品が適合していることを記載しているものもあります。

具体的には・・・

- ・素材：プラスチック・紙・他
- ・加工剤：インキ・ラミネート用接着剤・他
- ・加工方法：残留溶剤測定

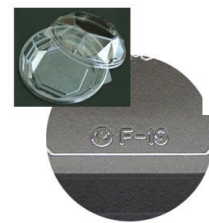
○プラスチック

「ポリオレフィン等合成樹脂製食品容器包装に関する自主基準」
(ポリオレフィン等衛生協議会)

ポリオレフィン 32樹脂に対する原料レジン・添加剤、さらにプラスチック製品に対する化学物質リストです。素材メーカー、加工業や流通業が協議会に申請して確認証明書を受け取る仕組みです。適合マークが包材に刻印・印刷されているものもあります。



*PL マーク




*刻印例

現在の厚生省告示370号は、素材そのものの中に含有あるいは、食品に溶出してはいけない物質と量を規定しており、ネガティブリストタイプです。

ポジティブリストとして、食品用ラップに使用されているフィルムには「ポリ塩化ビニリデン製食品容器包装に関する自主基準」(塩化ビニリデン衛生協議会)、その他塩ビ製品には「塩化ビニル樹脂製品等の食品衛生に係る自主規格」(塩ビ食品衛生協議会)があります。

フィルムの安全性



安全性に関する協議会規格に適合した食品包装用ラップです。

塩化ビニリデン衛生協議会の自主基準に適合

食品包装材の安全性に関する国の規格基準を補完するとともに、更に厳しい自主基準に適合し、安全性を確保していることを証明するマーク。欧米の食品衛生法にも適合しています。

※「塩化ビニリデン衛生協議会」は塩化ビニリデン製品の安全衛生を確保し、適切な使用の推進・普及を図ることを目的とした業界団体です。 ● 日本製

*食品ラップの自主基準適合表示

ひとことコメント

中国では食品に接触するプラスチックと添加剤のポジティブリストが国家標準(GB9685-2016)として2016年から法制化されました。



○紙

**「食品に接することを意図した紙・板紙の自主基準」
「ネガティブリスト」 (日本製紙連合会)**

食品向けの紙製包装については、食品衛生法による規制がないことから、段ボール・紙器・印刷・食品業界が検討したものです。重金属の量が規格値となっています。

※省庁による通知として、古紙使用に関連するものとして次の規定があります。

「環食244号試験」(昭和46年)「食安監発0107001号」(平成16年)

・蛍光反応試験方法(紫外線照射での明らかな青白色の強い蛍光)

反応液に一定時間付けた後、ブラックランプを照射して蛍光の程度を判別する方法です。

●このフィルターペーパーは、接着剤、蛍光染料などの有害物は全く使用していません。

★コーヒーカップ1杯当たりのコーヒーは8~10g、お湯の量は140ccが、めやすです。

*紙製フィルター安全表示

「食安発0312号」

容器包装への古紙の使用は、紙の水分や油が増加する長時間加熱する用途としては用いてはならないというもので、ごく短い時間だけ使用する店頭で販売している食品などに関連します。適用については別添として細かいQ&Aが発行されています。

○印刷インキ

「インキに関する自主規制」「ネガティブリスト」(印刷インキ工業連合会)

インキのネガティブリスト規制です。食品包材に印刷する場合、インキの食品への移行を防ぐため、容器の外側やフィルムどうしの貼合わせの間に印刷をするなど推奨しています。また、物質名を記載したネガティブリストも発行されています。



○ラミネート用接着剤

「食品包装材料用接着剤に関する自主規制(NL 規制)」

「NL 規制対象物質リスト」 (日本接着剤工業会)

包材の2層以上の基材間に使用されるもので、接着剤に使用される可能性のある物質から使用することが好ましくないと判断されるものについて、使用禁止または条件付き使用としたものです。厚生省告示370号において、接着剤は直接の規制対象ではないため作成したものです。

○ラミネート残留溶剤

「軟包装衛生協議会管理機器マニュアル」(軟包装衛生協議会)

ドライラミネートフィルムの残留溶剤の量の測定方法です。包材の一部をカットして一定時間保温した後、包材からの揮発分を含む気体をガスクロマトグラフィーで検査する方法です。揮発量の上限は各包材メーカーにより設定されます。



*ガスクロによる測定

当協議会では測定方法と条件を具体的に設定しています。

ひとことコメント

このように、素材だけではなく、インキや接着剤なども、各業種で基準が作成されており、日本の包材は信頼性が高く、食品の安全・安心に貢献しています。消費者向けに販売されている食品用ラップやコーヒーフィルターなどには、食品衛生法以外に、自主基準への適合が記載されているものもあり、食品と同じ視点で消費者に安全性を明確にしています。